（支払未済の給付）

第二十八条　改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［七　略］

［２・３　略］

別表第１号表

第１号表の３

退　職　等　年　金　経　理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　略］

［備考　略］

退　職　等　年　金　経　理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　略］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借　方			貸　方		
大項目	中　項　目	小　項　目	大項目	中　項　目	小　項　目
経常費用	［略］ 脱退一時金 連合会払込金 ［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］					

［備考　略］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

［表　略］

（支払未済の給付）

第二十八条　［同上］

［一～五　同上］

六　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［七　同上］

［２・３　同上］

別表第１号表

第１号表の３

退　職　等　年　金　経　理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　同左］

［備考　同左］

退　職　等　年　金　経　理

資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　同左］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借　方			貸　方		
大項目	中　項　目	小　項　目	大項目	中　項　目	小　項　目
経常費用	［同左］ 連合会払込金	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］				

［備考　同左］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

［表　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。